北大「無期雇用転換」問題　団体交渉報告集会

この要求は、絶対にゆずれない。

主催：北海道大学教職員組合

①2018 年２月７日（水）16:30～18:00
②　　〃　　18:00～19:30　　場所：百年記念会館　大会議室

団体交渉の内容報告

□無期転換ルールと北大ルール

無期転換ルールとは、有期労働契約の更新を行い、就労期間が通算 5 年を超えた人が自分から使用者に申し込むことで、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです（労働契約法の改正にともない、2018 年 4 月から開始）。

北海道大学では、非常勤職員に対し通算 5 年での雇い止めを実施しており、年末の会見時に、総長も「5 年雇い止めルール」遵守の意向を示しました。このため北海道大学教職員組合は、「5 年雇い止めルール」は無期転換権の発生する 6 年目に入らせないための措置と捉え、「5 年雇い止めルール」の完全撤廃を求め、1 月 30 日に北海道大学との団体交渉を実施しました。

□団体交渉

日時：2018 年 1 月 30 日、場所：事務局中会議室 A、時間：10：30～11：30
出席者
北海道大学教職員組合：松本伊智朗委員長、中澤祐一副委員長、東山寛書記長、駒川智子書記次長、深澤達矢執行委員、福澤加里部執行委員、森田俊雄執行委員、以上７名
北海道大学：徳久治彦理事・事務局長、湊公夫総務企画部長、熊谷達也人事課長、平松亨厚生労務室長、以上 4 名　ほか陪席 6 名

□団体交渉の内容と双方の主張

2018 年 1 月 30 日の団体交渉において、「5 年雇い止め」ルールの撤廃を求めました。これに対し、徳久事務局長からの回答は、現状の取り扱いを変更するつもりはないということでした。組合から最長雇用期間が「5 年」であることの説明を求めたところ、事務局長からは①財政的理由、②プロジェクトは 5 年が多い、③他大学の状況を勘案、という３点が理由として挙げられました。

組合主張：改正労働契約法の主旨は雇用の安定。雇用を延長しても人件費に変動はないので、財政負担は生じない。大学の円滑な運営と人材確保を考えると、5年ルールの撤廃が良いと考える。

大学回答：一律に雇用上限を撤廃するのは、大学の財政に影響を与える。新陳代謝を図ることも重要。今の段階では、5年ルール撤廃にYESと言えない。

・財政的理由
組合：財政負担の試算はあるか？
大学：言えないが、全体として給与差が出てくる。
・プロジェクトは5年が多い
・他大学の状況を勘案
組合：雇用年数を3年から5年にした理由は何か？
大学：プロジェクトは5年が多く、また他大学の状況をみて5年に設定した。
組合：仕事があるのに、5年という理由で辞める状況があることへの認識はあるか？
大学：（うなずく）
組合：他大学の状況が変われば、変更するのか？
大学：そこは、すぐには言えない。
組合：3月で期限満了となる人への、雇い止め一時凍結等の措置を求める。
大学：扱いを変更するつもりはない。

□今後のとりくみについて
大学回答理由の3点については、数的根拠も示されず不明な点が多いです。このため団体交渉の最後に、この件について改めて文書で質問をする旨を伝えたところ、事務局長はこれを了とし事務で回答を行うと述べました。この経過を踏まえ、組合は大学に質問状を送り、大学からの文書による回答を求めます。

北海道大学教職員組合は、2018年4月以降、5年を超えても働き続けたいと思っている方たちが、北海道大学で働き続けていけるように、非常勤職員の5年での雇い止めを廃止し、安心して働き続けられるよう就業規則を改善することを大学に求めてゆきます。そのためには、当事者である皆さまの声が必要です。配送されました非常勤職員アンケートにご協力をお願いします。そしてぜひ北海道大学教職員組合に加入して、私たちとともに職場を変える力になってください。

連絡先　北海道大学教職員組合
〒060-0811　札幌市北区北11条西6丁目
Tel/Fax：011-746-0967（直通）　月～金　10：00～17：00
E-mail:kumiai@ma4.seikyou.ne.jp
ＨＰ：http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/